

小値賀町議会第一回臨時会は、平成二十年一月十七日午前十一時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番
横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮
山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎
弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	副	教	総	建
長	町	育	務	設
			課	課
山	三	巖	長	長
田	浦		長	長
憲	清	充	敏	敏
道	敏	也	章	章

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	議
会	会
事	事
務	務
局	局
書	書
記	長
松	熊
永	脇
清	一
美	也

五、議 事 日 程

小値賀町議会第一回臨時会

平成二十年一月十七日（木曜日）

午前十一時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（土川重佳議員 ・ 小辻隆治郎議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 議案第一号 工事請負契約の変更について（小値賀地区簡易水道施設整備事業）

午前十一時零分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十年小値賀町議会第一回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、三番・土川重佳議員、四番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

日程第三、議案第一号、工事請負契約の変更についての議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第一号についてご説明いたします。

小値賀地区簡易水道施設整備事業につきまして、去る七月三十日に入札を行い、株式会社九電工が落札し、現在の契約

額は一億七千六百八十二万円で、議決を経て契約を締結しておりましたが、その後、電動式仕切弁の追加、濁度計の追加等が生じ、設計変更及び契約変更が必要となりました。

工事価格一億七千六百十五万三千円に消費税八百八十万七千六百五十円を加えた、一億八千四百九十六万六百五十円で、現契約者である株式会社九電工との随意契約により、工事請負契約を変更いたしたく、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定により、本案をご提案申し上げます。

工事の進捗状況でございますが、前処理装置、濾過器等の設置及び管布設工事はほぼ完了しております。今回、設計変更により追加工事となりますが、当初契約工期内での完成予定でございます。

工期内に水圧試験、水質検査等を実施しまして、安全で安定した水道水を供給したいと思っております。以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） これはお尋ねでございます。

入札差金がですね、八百六十三万九千三百五十円ありますが、充当財源、国庫補助金一億円、並びに起債で、過疎債が五千万、簡易水道事業債五千万円を合わせて一億円に変更は無いのかお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

入札差金が約一千六百万ほどございました。それで今回、約八百万ぐらい追加しまして、事業費枠で八百万残額になるわけでございますけど、これは国庫の方に返却いたします。

ですから、国庫補助金としては半分の四百万ですね、これは国の方へお返しします。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） すると、予算に変更がありますね。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 当然、予算の方は減額措置をとらせていただきたいと思います。思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そういうふうにはつきりしとることであれば、この契約変更前に補正予算を行ってですね、されるべきじゃなかったかと思えますが…。

あとは、そうすると『専決処分』か何かでやるつちゆうことですか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

三月の定例会の方で予算の変更はしたいと考えております。他にも予算の変更箇所が出てきますので、ですから、三月の時に一括して上げたいと考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 先ほど、建設課長の提案理由説明の中で、二つの設備の追加の説明がありましたけども、もう少し詳しく内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

追加分で、濁度計がございまして、当初設計においてはですね、原水濁度計、原水のみを計る濁度計をしていたんですが、今回、処理水の高感度濁度計、飲料水にする処理後のですね、処理した後の水の高感度の濁度計を一基設置するようにしております。

それと、電動式の仕切弁ですけど、これは三基、これは自動で前処理室が開いたら、次の濾過器が開くというような格好ですね、その電動式の仕切弁を三基、新たに追加するようにしております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 今の説明の、二点がですね、まあ設計変更ということで追加工事になったと。当初ではこれは検討されなかったことなんでしょうか？

なぜ、途中でこういうふうな追加がなされるようになったのかということについてお伺いをします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

これは実際、当初積算におきまして、十八年度の単価で予算化しているわけなんですけど、十九年度の単価で起工を起したときにですね、若干事業費が不足いたしましたので、それで入札差金が出来た段階で、今回の変更をやって追加したわけなんです。

当初はやる予定でしていたんですけど、どうしても予算的に不足しましたので、この分をですね、減額しまして、それで差金が出た段階でまた新たに追加という形をとらしていただいております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 七月三十日に九電工が落札をしておりますが、その時点の時には十九年度になっておりますが、その時点でもう単価が上がっているということは判ってたんでしょうか？

もし判ってたとすれば、当然その前の段階で予算の変更等、或いはそうした見積もりの変更等、あつて然るべきだと思うんですが、それは、私は単純にそう考えるんで、その辺のところはどういうふうな経緯になっているのかをお伺いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

積み上げた段階ですね、起工を起す段階で、不足金が生じました。設計額のですね…。

それで、電動式の仕切弁三基と、それと高感度濁度計ですね、これを外して、そして起工しております。予算額以上の設計書では起工が出来ませんので、それで予算額内に納まるような形で起工しまして、それで入札差金が出なかった場合には、その時点で工事費の追加をお願いしなければいけなかったわけなんですけど、今回、入札差金が出ましたので、その差金のうち、事業費で約八百万、これを今回変更していただきまして、残りの八百万につきましては、国費枠で四百万、これは国の方へ返還するような形をとっております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 流れの方がちょっと私もはっきり掴んでないので申し訳ない。変な質問をしてるのかも知れませんが…。

「積算の上で不足額が生じた。」っておっしゃいますが、それは「いつ」のことですか？「不足額が生じた」という段階が、「不足額があるな」ということが判った段階はいつなんですか？七月三十日以前ですか？以後ですか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 起工を起こしましたのが、七月の十二日でございます、この時点ではもうすでに判っております。ですから、七月ですね。不足が判ったのはですね…。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） そうであれば、その時点で…。これは落札の後になるんですか？その十二日ぐらいというのは…。違いますよね。その時点で判っているのに、それをそのまま放置しながらやったんですかね。決めたんですかね。九電工に…。入札の段階と、今回は『随意契約』になるので、こういうやり方というのは『不公平』に当たらないのかなあと思ったもんですからね。それでお伺いしてるんですが…。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 起工の段階ではすでに予算不足が生じておりました。

それで、不足額が約八百万程度でございますので、率にしまして四％程度、まあ九五％で落札されたら、もうその分は出てくるというような、ちよつと私の方も安易な考えがあったかも知れませんが、それを見込んであえてですね、事業費枠に設計額を合わせて、その後、変更という形でとろうというふうに考えておりました。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうするとですね、第一回目の入札の場合に、一億七千六百八十二万円。これが入札の結果でこうなったときにはもうすでに一千何百万かの残が、差額があったはずですね。

そして今回、また今言う、それがあつたので、今の工事を追加したということであればですね、今の立石議員の関連ですが、もう少し早く措置されていたんじゃないかなあと、予算の補正関係ももう少し早く、この随意契約も早くされたのではないかと考えるわけですが、その点、説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 契約変更の時期でございますけど、管の延長とかですね、なかなか工事を着手してある程度、工事

の進捗状況を見ないとですね、精査ができませんので、今の段階だったら、もうかなり精査ができて、ある程度固まった状態での設計変更ができますので、時期的にはそういうことでございます。

それで、予算措置の件でございますけど、この件につきましては先ほど、立石議員さんの方にお答えしましたけど、不足だったんですけど、事業費枠で約四％程度、ですので、入札差金でその程度は出てくるだろうという、そういう考えで入札した次第でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成二十年小値賀町議会第一回臨時会を閉会します。

午前 十一時 十四分 閉会